項　　目	現　　行	改　　正
		閉鎖術、左室自由壁破裂修復術 1　単独のもの　50,800点 2　冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの　70,200点 3　冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うもの　87,800点
房室弁直視下切開術 （区分の見直し）	房室弁直視下切開術	→（削除）
弁形成術 1　1弁のもの 2　2弁のもの 3　3弁のもの （点数の見直し）	43,200点 56,300点 68,600点	→ 57,500点 72,500点 85,000点
房室弁輪形成術 （区分の見直し）	40,300点	→（削除）
弁置換術 1　1弁のもの 2　2弁のもの 3　3弁のもの （点数の見直し）	58,500点 73,400点 85,700点	→ 57,000点 71,500点 84,500点
（区分の新設）	（新設）	→経皮的大動脈弁拡張術　22,800点 注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
大動脈弁上狭窄手術 （点数の見直し）	46,700点	→49,000点
大動脈弁下狭窄切除術（線維性、筋肥厚性を含む。） （点数の見直し）	47,900点	→50,300点
弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術 （点数の見直し）	59,000点	→57,500点
（区分の新設）	（新設）	→ダムス・ケー・スタンセル（DKS）吻合を伴う大動脈

項　　目	現　　行	改　　正
		狭窄症手術　72,800点
ロス手術（自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術） （点数の見直し）	98,100点	→ 103,000点
閉鎖性僧帽弁交連切開術 （区分の見直し）	閉鎖性僧帽弁交連切開術 22,900点	→ 閉鎖式僧帽弁交連切開術 22,900点
（区分の新設）	（新設）	→ 経皮的僧帽弁拡張術 22,800点 注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。） （項目の見直し）（注の変更）	1　上行大動脈（大動脈弁置換及び冠動脈再建を伴うもの）　88,800点 2　上行大動脈（その他のもの）　79,200点 3　弓部大動脈　104,000点 4　上行大動脈（大動脈弁置換及び冠動脈再建を伴うもの）及び弓部大動脈の同時手術　136,000点 5　下行大動脈　63,100点 6　腹部大動脈（分枝血管の再建を伴うもの）　51,700点 7　腹部大動脈（その他のもの）　49,500点 8　胸腹部大動脈88,100点 注　自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。	→ 1　上行大動脈（大動脈弁置換（形成）及び冠動脈再建を伴うもの）　93,000点 2　上行大動脈（その他のもの）　75,300点 3　弓部大動脈　109,000点 4　上行大動脈（大動脈弁置換（形成）及び冠動脈再建を伴うもの）及び弓部大動脈の同時手術　143,000点 5　下行大動脈　75,300点 6　胸腹部大動脈　111,000点 7　腹部大動脈（分枝血管の再建を伴うもの）　54,300点 8　腹部大動脈（その他のもの）　52,000点 （第３節へ移動）
動脈管開存症手術 （項目の見直し） （注の新設）	動脈管開存症手術22,000点	→ 動脈管開存症手術 1　経皮的動脈管開存閉鎖術　12,700点 注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定

項　　目	現　　行	改　　正
		しない。 2　動脈管開存閉鎖術（直視下）　22,000点
（区分の新設）	（新設）	血管輪又は重複大動脈弓離断手術　22,600点
（区分の新設）	（新設）	巨大側副血管手術（肺内肺動脈統合術）　31,800点
大動脈縮窄症手術 （区分の見直し）	大動脈縮窄症手術41,100点	大動脈縮窄（離断）症手術 1　単独のもの　41,100点 2　心室中隔欠損症手術を伴うもの　68,300点 3　複雑心奇形手術を伴うもの　119,300点
大動脈中隔欠損閉鎖術 （項目の見直し）	46,000点	大動脈肺動脈中隔欠損症手術 1　単独のもの　46,000点 2　心内奇形手術を伴うもの　59,000点
（区分の新設）	（新設）	三尖弁手術（エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術）　79,000点
肺動脈弁切開術（非直視下、ブロック法） 肺動脈弁直視下切開術 右室流出路形成術 右室漏斗状部狭窄切除術 （区分の見直し）	肺動脈弁切開術（非直視下、ブロック法）　21,800点 肺動脈弁直視下切開術　29,600点 右室流出路形成術48,400点 右室漏斗状部狭窄切除術 1　単独のもの　35,200点	肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術 1　肺動脈弁切開術（単独のもの）　25,000点 2　右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの　45,700点
（区分の新設）	（新設）	経皮的肺動脈弁拡張術　22,800点 注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
肺動脈形成術（肺動脈幹、主肺動脈を含む。） （区分の見直し）	肺動脈形成術（肺動脈幹、主肺動脈を含む。）	（削除）
肺静脈還流異常症手術 （項目の見直し）	1　総肺静脈還流異常のもの　77,600点	1　部分肺静脈還流異常　37,000点

項　　目	現　　行	改　　正
	2　部分肺静脈還流異常のもの　35,600点	2　総肺静脈還流異常　81,000点
心房中隔欠損作成術 心房中隔欠損作成術(直視下) (区分の見直し) (注の新設)	心房中隔欠損作成術 3　経静脈手技（ラシュキンド法）　8,250点 心房中隔欠損作成術（直視下）　25,800点	→ 心房中隔欠損作成術 1　経皮的心房中隔欠損作成術（ラシュキンド法）　6,900点 注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 2　心房中隔欠損作成術　25,800点
(区分の新設)	(新設)	→ 経皮的心房中隔欠損閉鎖術　25,600点 注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
(区分の新設)	(新設)	→ 三心房心手術　39,000点
心室中隔欠損閉鎖術 右室漏斗状部狭窄切除術 (区分の見直し)	心室中隔欠損閉鎖術 1　単独のもの　38,900点 2　肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの　49,100点 3　大動脈弁形成を伴うもの　51,600点 右室漏斗状部狭窄切除術 2　心室中隔欠損閉鎖を伴うもの　51,000点	→ 心室中隔欠損閉鎖術 1　単独のもの　38,900点 2　肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの　49,100点 3　大動脈弁形成を伴うもの　56,000点 4　右室流出路形成を伴うもの　55,500点
バルサルバ洞動脈瘤破裂手術 (区分の見直し)	バルサルバ洞動脈瘤破裂手術　47,300点	→ バルサルバ洞動脈瘤手術 1　単独のもの　52,000点 2　大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの　59,000点
(区分の新設)	(新設)	→ 右室二腔症手術　53,000点
心内膜床欠損症手術 (区分の見直し)	心内膜床欠損症手術 1　房室弁形成を伴うもの　53,200点 2　心室中隔欠損閉鎖を伴	→ 不完全型房室中隔欠損症手術 1　心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独のもの）

項　　目	現　　行	改　　正
	うもの　82,500点	36,000点 2　心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの　53,200点
(区分の新設)	(新設)	完全型房室中隔欠損症手術 1　心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの　82,500点 2　ファロー四徴症手術を伴うもの　119,000点
ファロー四徴症手術 (項目の変更)	1　右室流出路と肺動脈の形成を伴うもの78,000点 2　その他のもの56,300点	1　右室流出路形成術を伴うもの　71,000点 2　末梢肺動脈形成術を伴うもの　80,500点
(区分の新設)	(新設)	肺動脈閉鎖症手術 1　単独のもの　92,000点 2　ラステリ手術を伴うもの　90,200点 3　巨大側副血管術を伴うもの　131,000点
両大血管右室起始症手術 (項目の見直し)	1　右室流出路形成を伴うもの　83,100点 2　その他のもの58,300点	1　単独のもの　72,000点 2　右室流出路形成を伴うもの　101,000点 3　心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの(タウシッヒ・ビング奇形手術)　120,300点
完全大血管転換症手術 心房中隔欠損作成術 心房内血流転換手術(マスタード手術) ジャテーン手術 (項目の見直し)	完全大血管転換症手術　83,200点 心房中隔欠損作成術 1　非直視下(ブラロック・ハンロン手術)　22,900点 心房内血流転換手術(マスタード手術)　81,000点 ジャテーン手術　87,600点	大血管転位症手術 1　心房内血流転換手術(マスタード・セニング手術)　82,400点 2　大血管血流転換術(ジャテーン手術)　100,900点 3　心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの　112,000点

項　　目	現　　行	改　　正
		4　ラステリ手術を伴うもの　90,200点
（区分の新設）	（新設）	修正大血管転位症手術 1　心室中隔欠損パッチ閉鎖術　52,000点 2　根治手術（ダブルスイッチ手術）　162,500点
総動脈幹症手術 （点数の見直し）	83,400点	119,800点
三尖弁閉鎖症根治手術 単心室症手術（心室中隔造成術） （区分の見直し）	三尖弁閉鎖症根治手術　68,500点 単心室症手術（心室中隔造成術）　104,800点	単心室症又は三尖弁閉鎖症手術 1　両方向性グレン手術　70,000点 2　フォンタン手術　78,000点 3　心室中隔造成術　146,000点
左心低形成症候群手術（ノルウッド手術） （点数の見直し）	95,100点	124,000点
冠動静脈瘻手術 （区分の見直し）	冠動静脈瘻手術　39,000点	冠動静脈瘻開胸的遮断術　39,000点
冠動脈起始異常症手術 （点数の見直し）	54,700点	66,700点
（区分の新設）	（新設）	心室憩室切除術　41,000点
（区分の新設）	（新設）	心臓脱手術　113,400点
不整脈手術 （名称の変更）	3　Maze手術　64,300点	3　メイズ手術　64,300点
体外ペースメーキング （点数の見直し）	6,630点	3,370点
ペースメーカー移植術 （点数の見直し）	1　心筋電極の場合　13,100点 2　経静脈電極の場合　13,100点	1　心筋電極の場合　13,800点 2　経静脈電極の場合　6,730点
ペースメーカー交換術（電池交換を含む。） （区分の見直し）	ペースメーカー交換術（電池交換を含む。）　6,400点	ペースメーカー交換術　2,200点

項　　目	現　　行	改　　正
両室ペースメーカー移植術 （区分の見直し）	両室ペースメーカー移植術 13,800点	→ 両心室ペースメーカー移植術 20,500点
（区分の新設）	（新設）	→ 両心室ペースメーカー交換術 2,200点
埋込型除細動器移植術 （点数の見直し）	17,100点	→ 13,100点
埋込型除細動器交換術 （点数の見直し）	7,310点	→ 2,200点
人工心肺（1日につき） 1　初日 （点数の見直し）	25,500点	→ 24,500点
植込み型補助人工心臓 （区分の見直し）	植込み型補助人工心臓 1　初日（1日につき） 30,000点 2　2日目以降30日まで（1日につき）　5,000点 3　31日目以降90日まで（1日につき）　4,000点 4　91日目以降（1月につき） 6,000点	→ 埋込型補助人工心臓 1　初日（1日につき） 30,000点 2　2日目以降30日まで（1日につき）　5,000点 3　31日目以降90日まで（1日につき）　4,000点 4　91日目以降（1月につき） 6,000点
（区分の新設）	（新設）	→ 移植用心採取術　49,300点 注　心提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
（区分の新設）	（新設）	→ 同種心移植術　104,100点 注　心移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
（区分の新設）	（新設）	→ 移植用心肺採取術74,200点 注　心肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
（区分の新設）	（新設）	→ 同種心肺移植術 150,000点 注　心肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

項　　目	現　　行	改　　正
(区分の新設)	(新設)	血管縫合術（簡単なもの） 3,130点
(区分の新設)	(新設)	上腕動脈表在化法 5,000点
(区分の新設)	(新設)	外シャント血栓除去術 1,680点
(区分の新設)	(新設)	内シャント血栓除去術 3,130点
動脈血栓内膜摘出術 （項目の見直し）	2　その他のもの15,300点	2　内頸動脈　17,700点 3　その他のもの15,300点
(区分の新設)	(新設)	脳新生血管造成術36,000点
(区分の新設)	(新設)	内シャント又は外シャント設置術　10,700点
(区分の新設)	(新設)	四肢の血管吻合術10,700点
(区分の新設)	(新設)	血管吻合術及び神経再接合術（上腕動脈、正中神経及び尺骨神経）　10,700点
抗悪性腫瘍剤動脈内持続注入用埋込型カテーテル設置 （区分の見直し）	抗悪性腫瘍剤動脈内持続注入用埋込型カテーテル設置 1　開腹して設置した場合 11,800点 2　四肢に設置した場合 10,500点 3　頭頸部その他に設置した場合　10,800点	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用埋込型カテーテル設置 1　開腹して設置した場合 11,800点 2　四肢に設置した場合 10,500点 3　頭頸部その他に設置した場合　10,800点
腎血管性高血圧症手術 （区分の見直し）	腎血管性高血圧症手術 24,700点	腎血管性高血圧症手術（経皮的腎血管拡張術） 24,700点
血管塞栓術 1　頭部、胸腔、腹腔内の血管に対するもの 2　脊髄血管に対するもの （区分の見直し）	12,700点 32,600点	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管）　12,700点
右肺動脈上大静脈吻合術（グレーン手術） （区分の見直し）	右肺動脈上大静脈吻合術（グレーン手術）	(削除)
内胸動脈心筋内移植手術 （区分の見直し）	内胸動脈心筋内移植手術	(削除)

項　　目	現　　行	改　　正
(区分の新設)	(新設)	頸動脈球摘出術　10,800点
(区分の新設)	(新設)	大伏在静脈抜去術10,200点
(区分の新設)	(新設)	静脈瘤切除術（下肢以外） 1,680点
(区分の新設)	(新設)	総腸骨静脈及び股静脈血栓 除去術　32,100点
(区分の新設)	(新設)	脾腎静脈吻合術　20,800点
胸管ドレナージ法 (区分の見直し)	胸管ドレナージ法	(削除)
リンパ節群郭清術 (項目の見直し)	7　後腹膜　11,100点	7　後腹膜　24,900点 8　骨盤　14,700点
第9款　腹部		
ヘルニア手術 (点数の見直し)	ヘルニア手術 5　鼠径ヘルニア 6,160点	ヘルニア手術 5　鼠径ヘルニア 5,530点
腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (区分の見直し)	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 18,100点	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)　20,800点
(区分の新設)	(新設)	腹腔・静脈シャントバルブ 設置術　6,730点
(区分の新設)	(新設)	連続携行式腹膜灌流用カ テーテル腹腔内留置術 12,000点
(区分の新設)	(新設)	結核性腹膜炎手術 9,540点
骨盤内臓全摘術 (点数の見直し)	68,500点	71,900点
腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫縮術 (区分の名称の見直し)	腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍 穿孔縫縮術	腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍 穿孔縫合術
内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 (項目の見直し)	2　早期悪性腫瘍粘膜下層 剥離術　4,790点	2　早期悪性腫瘍粘膜下層 剥離術　11,000点
(区分の新設)	(新設)	食道・胃内異物除去摘出術 (マグネットカテーテルに

項　　目	現　　行	改　　正
		よるもの)　3,200点
(区分の新設)	(新設) →	表在性早期胃癌光線力学療法　4,970点
(区分の新設)	(新設) →	胃局所切除術　10,400点
(区分の新設)	(新設) →	腹腔鏡下胃局所切除術　20,400点
胃切除術（腹腔鏡（補助）下によるものを含む。） (区分の見直し) (注の移動)	胃切除術（腹腔鏡（補助）下によるものを含む。） 注1　自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。	→ 胃切除術 → (第3節へ移動)
(区分の新設)	(新設) →	腹腔鏡下胃切除術 1　単純切除術　30,000点 2　悪性腫瘍手術51,000点 注　遊離腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。
(区分の新設)	(新設) →	十二指腸窓（内方）憩室摘出術　20,700点
胃全摘術（腹腔鏡（補助）下によるものも含む。） (区分の見直し)	胃全摘術（腹腔鏡（補助）下によるものも含む。） 注1　自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。	→ 胃全摘術 2　悪性腫瘍手術　58,300点 → (第3節へ移動)
(区分の新設)	(新設) →	腹腔鏡下胃全摘術 1　単純全摘術　41,900点 2　悪性腫瘍手術　69,100点 注　遊離腸管移値を併せて行った場合は、5,000点を加算する。